



宮 崎 県 公 報

平成19年3月30日(金曜日)号外 第33号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目 次

規 則	頁
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則……(建築住宅課) 1	○宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(“) 1

規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年三月三十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第四十一号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和四十六年宮崎県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二の表中、「北川町」を削る。

第二十一条第一項第一号中「土木部」を「県土整備部」に改める。

附 則

この規則中第十三条の二の表の改正規定は平成十九年三月三十一日から、第二十一条第一項第一号の改正規定は同年四月一日から施行する。

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第四十二号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成九年宮崎県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「及び第六十二条」を「、第六十二条及び第六十四条」に、「及び第六十条第一項各号」を「、第六十条第一項各号及び第六十三条第一項各号」に改める。

第三条、第四条、第五条第一項及び第二項、第六条第一項、第七条並びに第八条中「及び第六十二条」を「、第六十二条及び第六十四条」に改める。

第十条第一項中「第十一条第二項本文」の下に「(条例第六十四条において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二項中「第十一条第一項ただし書」の下に「(条例第六十四条において準用する場合を含む。)」を加える。

第十一条中「第四十六条第二項」の下に「及び第六十四条」を加える。

第十二条第一項中「及び第六十二条」を「、第六十二条及び第六十四条」に改める。

第十五条中「第二十九条第六項」の下に「(第六十四条において準用する場合を含む。)」を加える。

第十六条第一項、第十七条、第十八条、第十九条第二項、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第二十四条中「及び第六十二条」を「、第六十二条及び第六十四条」に改める。

第二十五条第一項中「第二十八条第二項」の下に「(条例第六十四条において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二項中「第二十八条第二項」の下に「(条例第六十四条において準用する場合を含む。)」を、「第二十九条第四項」の下に「(条例第六十四条において準用する場合を含む。)」を加え、同条第四項中「第二十八条第三項」の下に「(条例第六十四条において準用する場合を含む。)」を、「第二十九条第五項」の下に「(条例第六十四条において準用する場合を含む。)」を加え、同条第五項中「第二十九条第一項」の下に「(条例第六十四条において準用する場合を含む。)」を加え、同条第六項中「第二十九条第四項」の下に「(条例第六十四条において準用する場合を含む。)」を加え、同条第七項中「第二十九条第七項」の下に「(条例第六十四条において準用する場合を含む。)」を加える。

第二十六条から第二十八条までの規定中「及び第六十二条」を「第六十二条及び第六十四条」に改める。

第二十七条中「第六十四条」を「第六十六条」に改める。

第二十八条中「第六十六条」を「第六十八条」に改める。

第二十九条中「第六十七条第一項」を「第六十九条第一項」に改める。

第四十条第一項中「第六十七条第二項」を「第六十九条第二項」に改める。

第四十一条中「第六十八条第一項」を「第七十条第一項」に改める。

第四十二条中「第七十条第一項」を「第七十二条第一項」に改める。

第四十三条中「第七十一条第三項」を「第七十三条第三項」に改める。

第四十六条中「第七十三条第一項」を「第七十五条第一項」に改める。

第四十七条中「第七十五条」を「第七十七条」に改める。

第四十八条第一号中「第七十四条」を「第七十六条」に改める。

別記様式第二号(表)中

性別及び同(別)居の区分は、該当する番号を○で囲むこと。				該当するものに○印を記入							金額を右詰めで記入	
続柄	氏名	生年月日	性 別	同居 別居	老 人	特 定 扶 養	障 害 者		老 年 者	寡 婦	寡 夫	年間所得金額(円)
							一 般	特 別				
本人		年月日	1男 2女	1同 2別								
		年月日	1男 2女	1同 2別								
		年月日	1男 2女	1同 2別								
		年月日	1男 2女	1同 2別								
		年月日	1男 2女	1同 2別								
		年月日	1男 2女	1同 2別								
		年月日	1男 2女	1同 2別								
		年月日	1男 2女	1同 2別								
		年月日	1男 2女	1同 2別								
		年月日	1男 2女	1同 2別								

性別及び同(別)居の区分は、該当する番号を○で囲むこと。				該当するものに○印を記入							金額を右詰めで記入	
続柄	氏名	生年月日	性 別	同居 別居	老 人	特 定 扶 養	障 害 者		老 年 者	寡 婦	寡 夫	年間所得金額(円)
							一 般	特 別				
本人		年月日	1男 2女	1同 2別								
		年月日	1男 2女	1同 2別								
		年月日	1男 2女	1同 2別								
		年月日	1男 2女	1同 2別								
		年月日	1男 2女	1同 2別								
		年月日	1男 2女	1同 2別								
		年月日	1男 2女	1同 2別								
		年月日	1男 2女	1同 2別								
		年月日	1男 2女	1同 2別								
		年月日	1男 2女	1同 2別								

※ 「老人」、「特定扶養親族」、「若年者」及び「寡婦(夫)」の該当の有無については、入居申込時点で年齢が基準となります。

※ 「老人」、「特定扶養親族」及び「寡婦(夫)」の該当の有無については、入居申込時点で年齢が基準となります。

同様式(裏中)

- (5) 若年者：年齢65歳以上の者で合計所得金額(所得税法第2条第1項第30号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が1千万円以下であるもの
- (6) 寡婦：次に掲げる者で若年者に該当しないもの
 - ア 夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者のうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族を有するもの
 - イ アに掲げる者のほか、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者のうち、合計所得金額が5百万円以下であるもの
- (7) 寡夫：妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者のうち、その者と生計を一にする親族を有し、かつ、合計所得金額が5百万円以下であるものであって、若年者に該当しないもの

別記様式第五号中

- 3 収入の申告
入居者は、条例第12条第1項の規定により、毎年度、収入を申告しなければなりません。(一般県営住宅に限る。)
- 4 家賃
家賃は、申告された収入に基づいて、毎年4月に変更します。(一般県営住宅に限る。)
- 5 家賃の納付
家賃は、別に発行する住宅使用料納入通知書により納付してください。口座振替を希望される場合は、あらかじめ申し出てください。口座振替の場合には、特に領収の通知をしませんので、あらかじめ御承知ください。
- 6 住宅の明渡し
一般県営住宅又は改良県営住宅に引き続き3年以上入居している場合において収入基準を超過した方は、住宅を明け渡すように努めてください。また、一般県営住宅に引き続き5年以上入居している場合において高額所得者となった方は条例第33条第1項各号のいずれかに該当する方には、住宅の明渡しを請求することがあります。

- 3 収入の申告
入居者は、条例第12条第1項の規定により、毎年度、収入を申告しなければなりません。(一般県営住宅及び準特定優良賃貸住宅に限る。)
- 4 家賃
家賃は、申告された収入に基づいて、毎年4月に変更します。(一般県営住宅及び準特定優良賃貸住宅に限る。)
- 5 家賃の納付
家賃は、原則として、口座振替により納付してください。なお、口座振替による領収の通知はしませんので、あらかじめ御承知ください。
- 6 住宅の明渡し
一般県営住宅、改良県営住宅又は準特定優良賃貸住宅に引き続き3年以上入居している場合において収入基準を超過した方は、住宅を明け渡すように努めてください。また、一般県営住宅又は準特定優良賃貸住宅に引き続き5年以上入居している場合において高額所得者となった方は条例第33条第1項各号のいずれかに該当する方には、住宅の明渡しを請求することがあります。

別記様式第六号中

名義人番号

誓約書

名義人番号

誓約書

- (6) 畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕については、私の負担において行います。
- 3 住居の明渡し
宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第33条第1項各号に掲げる事実が判明し、若しくは発生した場合又は一般県営住宅若しくは準特定優良賃貸住宅に入居後5年を経過して高額所得者となった場合に住宅の明渡しを請求を受けても異議の申立てはいたしません。
- 4 収入の超過
一般県営住宅又は改良県営住宅に入居後3年を経過して収入基準を超過している場合は、住宅の明渡しに努めます。

連帯保証人

現住所 電話() -

フリガナ 本人との

氏名 続柄

勤務先等 電話() -

連帯保証人

現住所 電話() -

フリガナ 本人との

氏名 続柄

勤務先等 電話() -

実印

別記様式第十一号中

- 2 家賃は、毎月末までに県の指定する金融機関に納めること。
- 2 口座振替日(月末)の前日までに、口座振替申出をした県の指定金融機関等の口座に家賃を入金すること。

別記様式第十三号(表)

続柄	氏名	生年月日	性 別	同居 別居	老 人	特 定 扶 養	障 害 者		老 年 者	寡 婦	寡 夫	金額を右詰めで記入 年間所得金額(円)
							一 般	特 別				
本人		年月日										
		年月日										
		年月日										
		年月日										
		年月日										
		年月日										
		年月日										
		年月日										
		年月日										

続柄	氏名	生年月日	性 別	同居 別居	老 人	特 定 扶 養	障 害 者		老 年 者	寡 婦	寡 夫	金額を右詰めで記入 年間所得金額(円)
							一 般	特 別				
本人		年月日										
		年月日										
		年月日										
		年月日										
		年月日										
		年月日										
		年月日										
		年月日										
		年月日										

※ 「老人」、「特定扶養親族」、「老年人」及び「寡婦(夫)」の該当の有無については、今年の10月1日現在の年齢が基準となります。

※ 「老人」、「特定扶養親族」及び「寡婦(夫)」の該当の有無については、今年の10月1日現在の年齢が基準となります。

同様式(表中)

- (5) 老年人：年齢65歳以上... (6) 寡婦：次に掲げる者... (5) 寡婦：次に掲げる者...

別記様式第十四号及び別記様式第十六号別紙中

Table with columns for category (障害者, 老年人, 寡婦・寡夫) and amount (円).

Table with columns for category (障害者, 寡婦・寡夫) and amount (円).

別記様式第三十一号中

Table for family information including residence status, spouse, and household members.

Table for family information including residence status, spouse, and household members.

改める。

別記様式第三十二号中

Table for current residence and contact information.

Table for guarantor information.

「連帯保証人は」と「新連帯保証人は」とする。

別記様式第四十号中「一般県営住宅に」と「一般県営住宅又は準特定優良賃貸住宅に」と...

別記様式第四十一号中「一般県営住宅に」と「一般県営住宅又は準特定優良賃貸住宅に」と...

別記様式第四十九号中

Table with columns for category (障害者, 老年人, 寡婦・寡夫) and amount (円).

Table with columns for category (障害者, 寡婦・寡夫) and amount (円).

別記様式第五十号(表中)

Table for family information including residence status, spouse, and household members.

Table for family information including residence status, spouse, and household members.

改める。

「 * 「老人」、「特定扶養親族」、「老年者」及び「寡婦(夫)」の該当の有無については、今年の10月1日現在の年齢が基準となります。 」を

「 * 「老人」、「特定扶養親族」及び「寡婦(夫)」の該当の有無については、今年の10月1日現在の年齢が基準となります。 」に改め

同様式(中)

「 (5) 老年者：年齢65歳以上の者で合計所得金額(所得税法第2条第1項第30号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が1千万円以下であるもの

(6) 寡婦：次に掲げる者で老年者に該当しないもの
ア 夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者のうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族を有するもの

イ アに掲げる者のほか、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者のうち、合計所得金額が5百万円以下であるもの

(7) 寡夫：妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者のうち、その者と生計を一にする親族を有し、かつ、合計所得金額が5百万円以下であるものであって、老年者に該当しないもの 」を

「 (5) 寡婦：次に掲げる者
ア 夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者のうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族を有するもの

イ アに掲げる者のほか、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者のうち、合計所得金額(所得税法第2条第1項第30号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が5百万円以下であるもの

(6) 寡夫：妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者のうち、その者と生計を一にする親族を有し、かつ、合計所得金額が5百万円以下であるもの 」に改

める。

別記様式第五十一号別紙中

円	障害者(特別)	人 ×	円 =	円
円	老年者	人 ×	円 =	円
円	寡婦・寡夫	人 ×	円 =	円

円	障害者(特別)	人 ×	円 =	円
円	寡婦・寡夫	人 ×	円 =	円

改める。

別記様式第五十五号中「第64条」を「第66条」に改める。

別記様式第五十六号中「第66条」を「第68条」と、「第68条第1項」を「第70条第1項」に改める。

別記様式第五十七号中「第67条第2項」を「第69条第2項」に改める。

別記様式第五十九号中「第68条第1項」を「第70条第1項」に改める。

別記様式第六十一号(表)中「第71条第1項」を「第73条第1項」に改め、同様式(中)「第71条」を「第73条」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。